2009 Vol.263 2-10

発行所　習志野商工会議所
発行人　鈴　木　喜代秋
〒275-0016　習志野市津田沼4-11-14
TEL：047（452）6700
FAX：047（452）6744
URL…http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール…key21 @ narashino-cci.or.jp

習志野商工会議所報

商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

目　次

1面　習高野球部甲子園出場、おめでとうございます、事業承継税制
2・3面　習志野市長への要望に対する回答、裁判員制度、千葉国体2010
4面　支援室コーナー
5面　会議・事業予定、時代の風を読む、インフォメーション、確定申告、平成21年度中小法人企業向け税制改正
6面　あの店この工場、中小企業緊急雇用安定助成金、決算確定申告相談会、チェリティダンスパーティー、ロボット関連産業創出プロジェクト、役員議員研修会・会員交流会

おめでとう、習高野球部
春の選抜甲子園出場決定!!
～地元経済界も甲子園での活躍を期待～

33年ぶりの春

習志野市立習志野高校野球部が、3月21日から開幕する第81回選抜高校野球大会に出場することが決定しました。昨秋の県大会優勝、関東地区大会準優勝の実績が評価されたもので、春の選抜は33年ぶり3回目の出場になります。

市内全域に横断幕を掲げ祝福

春夏合わせて合計9回（うち夏2回優勝）の甲子園出場経験をもつ古豪復活に、市内も祝賀ムード一色に。習志野商工会議所も習志野市商店会連合会及び各商店会と協同して、市内10ヵ所に横断幕を設置しました。商店主からも「経済不況や雇用不安などを吹き飛ばし、習志野の街を元気にしてほしい」と期待が高まります。

スポーツを通じた地域振興

今回の甲子園出場は、選手・関係者はもとより、習志野市に関わりを持つ私たちにとっても大きな喜びです。習志野商工会議所でも、甲子園出場にあたり、スポーツを通じた明るく元気な街づくりをさらに推進するために、全面的に支援していきます。

秋季大会結果

★県大会
1回戦　習志野　1－0　安房
2回戦　習志野　10－0　東海大浦安
3回戦　習志野　6－1　県船橋
準々決勝　習志野　5－1　八千代松蔭
準決勝　習志野　2－1　市柏
決勝　習志野　6－5　木更津総合
★関東大会
1回戦　習志野　4－3　日大藤沢（神奈川）
準々決勝　習志野　8－7　下妻二（茨城）
準決勝　習志野　2－1　高崎商（群馬）
決勝　慶応　9－6　習志野（神奈川）

おめでとうございます
第13回千葉県ベンチャー企業経営者表彰

当所議員の㈱小出ロール鐵工所の代表取締役 小出明治氏が、ベンチャー精神を発揮して新規性や独創性、社会貢献が高い事業を展開し、会社の今後の成長が期待されるとして「第13回千葉県ベンチャー企業経営者表彰」を受賞されました。

おめでとうございます
千葉県男女共同参画推進事業所表彰

当所議員のドコモショップ津田沼店（代表取締役 布施國雄 氏）が、女性の登用や職域拡大、仕事と家庭の両立支援等、男女が共同して参画することのできる環境づくりに積極的に取り組んでいることが評価され、「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」を受賞されました。

40年来の要望が実現
事業承継税制が抜本拡充
【会議所ニュース（日商）から抜粋】

昨年12月12日に与党が決定した平成21年度税制改正大綱で、商工会議所が昭和39年以来要望し続けてきた、中小企業の悲願である事業承継税制の抜本拡充が盛り込まれました。取引相場のない株式等に係る相続税の80％納税猶予制度の創設については、本年の通常国会での関連法案成立の後、昨年10月1日以後の相続にさかのぼって適用されることが決まりました。加えて、事業承継の更なる円滑化に向けて、新たに、贈与税に係る100％納税猶予制度が創設されるなどの措置も講じられました。さらに、中小企業の法人税の軽減税率を22％から18％に2年間引き下げることや、中小企業の欠損金の繰戻し還付を平成20年度から前倒しで復活することなども付加してあります。詳細については日本商工会議所のホームページをご覧ください。

平成21年度税制改正のポイント

◆事業承継税制の抜本的拡充
◆企業の競争力・成長力の強化
◆地域経済の活性化
◆経済社会の変化への対応

日本商工会議所ホームページ
→ http://www.jcci.or.jp/zeisei/index.html

習志野高校の「甲子園出場」に係る寄付についてのお願い

景気厳しき折から誠に恐縮に存じますが、選手の健闘を祈って、特段のご協力を賜りたくお願い申しあげます。なお、ご寄付をいただける方には恐縮でございますが、左記の要領にてお振込みくださいますよう、重ねてご協力方お願い申しあげます。

1．振込方法

◎銀行等からの振込み
①千葉銀行津田沼支店（普）1191299
②京葉銀行実籾支店（普）4323911
③千葉興業銀行習志野支店（普）5299741
④千葉信用金庫津田沼支店（普）175
いずれの銀行も口座名義は左記のとおりです。
習志野商工会議所 会頭 鈴木 喜代秋
（ナラシノショウコウカイギショ カイトウ スズキ キヨアキ）

・振込手数料を差し引いていただいて結構です。
・領収書は銀行等発行の振込金受領書をもって代えさせていただきます。

◎郵便局からの振込み
口座番号00150－2－584112 習志野商工会議所
・窓口で加入者負担用の払込取扱票をご利用下さい。

2．期　限
2月末日頃を目途にお願いします。

3．その他
商工会議所を通じてご寄付をいただいた事業所につきましては、芳名帳（協力企業一覧表）を作成して、習志野高校に届けます。

※連絡先　習志野商工会議所 経営室　担当（橋本、山本千草）
TEL：047（452）6700

「商工習志野」は再生紙を使用しています。
この会報は、当所ホームページでもご覧頂けます。

マルケイ融資をご利用下さい【年利2.00％で1千万まで（1月30日現在）。無担保・無保証人】

URL…http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール…key21@narashino-cci.or.jp

時代の風を切れ、習志野商工会議所！事起こし、地域の未来づくりにチャレンジ!!

習志野商工会議所から習志野市長への要望に対する回答（原文）

当所が昨年、習志野市長に行った「地域力の強化」に関する要望の回答を2回に分けてご紹介します。これらの要望は当所が、複数年をかけて取り組み、今後も取り組んでいく事業に対する要望であるため、次年度事業に対しても大きく反映される内容となっています。また、3月に開催する移動商工会議所や部会に寄せられる会員の方々からの声を取りまとめ、行政に要望してまいります。

要望①　利用者の立場に立った制度融資環境整備

(1)融資審査の迅速化に向けた対応

【回　答】本市中小企業資金融資制度では、本年度より融資運営委員会での審査が必要となる申込金額を1，000万円から1，250万円を超えるものと改正いたしました。

本融資制度は融資実行後に利子の一部を補助する利子補給、また、融資先事業者が返済困難になった場合には信用保証協会が代位弁済した一部を市が損失補償することとなっていることから、融資実行には厳正な審査が必要であるため融資運営委員会での審査をしているところであります。

融資の決定につきましては、迅速な審査に努めているところでありますが、融資運営委員会の審査が必要な案件につきましては、可能な限り委員会の開催等をはじめ、審査・決定の迅速化に努めていきたいと考えています。

(2)制度融資事務の委託によるワンストップサービス化

【回　答】総合的に経営改善、金融相談をする体制については、市としても実施主体となる貴所を支援させていただき、充実を図ってまいりました。

しかし、本市の中小企業資金融資制度は、条例に基づくものであり、利子補給につきましては、市民の税金により行っているものであります。

現状では、制度融資の受付後の市税の納税状況の他、金融機関との調整等の課題がある状況であります。

ご要望にあります制度融資の斡旋と経営指導の一体型総合窓口を設置することにつきましては、中小企業者にとっては有益なことであると考えられますので、今後、どのような事務委託が可能なのかどうかについて、調査・研究をしてまいりたいと考えています。

(3)事業承継の円滑化に向けた支援

【回　答】経営者の高齢化等に伴う事業承継については、重要な課題であると考えております。

事業承継に係る制度融資の導入につきまして、千葉県信用保証協会に確認したところ、県内の市町村で、現在、事業承継についての資金を導入、または、導入予定をしている市町村はない状況とのことであります。

しかし、千葉県信用保証協会において、事業承継についての保証を導入することも聞いておりますので、本市におきましても、事業承継資金の導入について調査・研究をしてまいりたいと考えております。

また、セミナーの開催や相談窓口の設置等につきましては、貴所との連携を密にしながら、検討してまいりたいと考えております。

要望②　買い物客の立場に立った商業環境整備

(1)快適な商業環境のための自転車対策及び津田沼公園整備

【回　答】現在、本市では、バリアフリー化及び都市環境美化の推進を図るため、これまで歩道上などに暫定設置してきた自転車等駐車場は、できるところから移設又は廃止しています。平成19年度はJR津田沼駅南口、本年度は京成津田沼駅南口を予定するなどの実績をあげています。

しかしながらご要望のありましたJR津田沼駅北口につきましては、以下に掲げる特徴があるため、「歩道以外の場所に一時利用自転車駐車場の設置」などの再編整備は極めて困難であります。当面は、南口と併せて放置防止対策等を講じてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

①船橋市と二分されていること、すでに開発が終わっていることなどから、駐車場に供することのできる用地が確保できない。

②主たる原因者である鉄道事業者の協力が得られない。

③駐車場利用者の多くが船橋市民であることから、本市単独での取り組みには問題がある。（船橋市と協議中）

④来客用以外の民間駐車場がある。（1施設）

また、津田沼公園は本市の表玄関であるJR津田沼駅南口に隣接していることから、今までに、通勤・通学者などの自転車・オートバイなどの乗り入れを防止する為に車止めの増設やムクドリの糞害対策、定期的な樹木の剪定、フェンスや排水施設などの修繕に取り組んでまいりました。

そこで要望されております高齢者やベビーカーを使用する買い物客の移動の利便性についてでありますが、駒止めの車止めを増設する以前は、毎日約２００台強の自転車やオートバイが公園内に不法に駐輪され、買物客や公園利用者に支障をきたしている状況でありました。このことから、公園の3ヵ所の出入口に設置してある駒止め形の車止めをはずすこととなりますと、買物客や高齢者などの利用には好ましい反面、自転車やオートバイの駐輪対策が必要となることから現状通りの利用形態を考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

(2)JR津田沼駅周辺の交通渋滞対策

【回　答】JR津田沼駅南口地区は、本市表玄関口として魅力ある広域拠点づくりとなるよう土地区画整理事業を行いながら、中心市街地としての拡充化に努めております。当該事業の整備により良好な都市基盤を形成し、広域的な拠点性の高い商業、業務等の集積を図るとともに、住宅地と複合した市街地を配置する等、駅前立地を活かした土地活用を推進していくことで、街の活性化が創出されるものと考えております。

南北アクセスの確保についてですが、JR津田沼駅周辺地区は習志野市と船橋市の行政界に位置しており、市街地形成が既に出来上がっていることから、鉄道軌道を越える道路計画を新たに策定し、整備することは非常に困難な状況にあります。道路計画上においては、県道船橋我孫子線と都市計画道路3・3・2号線を結ぶ都市計画道路3・4・8号線を整備することで、駅の南北に連絡することの出来る幹線ネットワークの充実が図られることから、現在は土地区画整理事業区域内区間の整備を進めるとともに、区域外についても事業の進捗に合わせて整備の検討をしているところです。また、駅前広場については、交通バリアフリー基本構想に基づき、JR津田沼駅構内と接続する南北のペデストリアン・デッキの改修を今年度より実施し、駅周辺部において、誰にでも優しい快適な歩行空間が確保できるよう、利便性の向上を図ってまいります。JR津田沼駅南口地区における地域環境の変化に伴う交通需要への対応につきましては、現況を把握するとともに、土地区画整理事業の進捗ならびに周辺土地利用の状況を見て、今後、検討を図ってまいりたいと考えております。

⑶商店街老朽化施設の撤去及び改修に対する支援

【回　答】京成津田沼駅周辺をはじめとする、商店街の老朽化する施設の撤去及び改修につきましては、商店街の活性化策を検討するなかで行われるものと考えております。

本市の現行補助制度は、商店街共同施設整備事業において、地域特性を活かした景観整備に資する施設を、新たに整備するための費用への補助であり、改修又は、撤去に要する費用の補助制度はない状況であります。

しかし、商店街の買物環境整備及び駅前の賑わいのイメージ形成は重要でありますので、本年度実施いたします商業動向調査をもとに、実態を調査分析し、専門家を交え、どのような商店街活性化策をもって老朽化施設に取組んでいくかについて、商店街の方々と協議してまいりたいと考えております。

また、市民の安全及び歩行環境確保の観点より、関係する機関との協議を行い、対応等の検討をしてまいります。

⑷安全、清潔で快適なまちづくりに対する取り組み

【回　答】平成20年度については、さらなる取組みとして、「歩きタバコ・ポイ捨て」防止に向け、7月1日より本市で最も人通りの多い、JR津田沼駅周辺3箇所に喫煙スペースを試行的に設置し、分煙化に努めると共にマナー向上を図る啓発看板の設置をいたしました。

また、設置後の喫煙マナー等についての実態調査を来年3月まで実施します。

さらに10月下旬には、市内各駅での「歩きタバコ・ポイ捨て」防止等に向け、地域及び商店会の方々と共に街頭キャンペーンを実施いたします。

なお、この他には、町会、自治会、商店会、事業者等、地元住民の方々が主体となって取組んでいます歩きタバコ・ポイ捨て防止のためのキャンペーンに対し啓発用品等の支援を随時させていただいております。

本市では、条例制定の際、この問題があくまでも個人のマナーに関わるものであるため、行政の立場といたしましては、できる限り罰則に頼ることなく、市民との信頼関係を構築し、社会のルールとして、市民との協働により目的を達成させるべきと考えた経緯があります。

従いまして、今年度の啓発にかかる様々な取組みの効果を検証し、効果が確認出来ない場合には、罰則規定導入を検討して参りたいと考えています。

⑸地域密着型商店街創造のための支援

【回　答】コミュニティ・ビジネスに対しましては、本市といたしましても地域コミュニティ機能の強化及び商店街活性化を図るものとして、非常に効果的であると考えております。

本市の取組みとして、本年度より3か年の事業としてコミュニティビジネス推進事業に取組んでまいります。

1年目の今年度は、本市にコミュニティ・ビジネスを浸透させることを目的として、講演会を3回開催する予定であります。

平成21年度につきましては、起業を考えている市民の方々やNPO等、共通認識をもった方々のグループ化の促進を目的として、起業塾や交流会の開催を予定しており、最終年の平成22年度には、交流会やプラン発表会等を開催し、実際の起業に対する支援を行っていく予定でございます。

本事業を取組むなかで、地域住民が参加できる仕組みをつくり、商店街と連携するなかで、NPO及び人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

（以下3月号でご紹介）

経営者のための裁判員制度

平成21年5月21日スタート

平成21年5月21日の「裁判員制度」スタートにむけて、昨年の11月下旬以降に「裁判員候補者名簿記載通知」が届いている方もいらっしゃるかと思います。本紙1月号では、「裁判員制度」について、実際に候補者に選ばれてから裁判に出て判決に立ち会うまでの流れを掲載しましたが、今回は、企業として必要な準備事項や、経営者の立場としてみて考えられる疑問点などについて掲載しましたので、今後従業員等が裁判員に選ばれるなどした際の参考にしてください。

企業として必要な準備

社内体制の整備

従業員が裁判員候補者通知を受けた場合、そのことを上司に報告し、仕事の調整や休暇の扱いなどを相談できるよう、研修等の機会を設けて組織として受け入れ体制を整えておくことが必要です。

裁判員候補者に選ばれたことを好まない方がいるだけでなく、法律でも裁判員制度に任命された個人を特定できる情報を「公表」してはならないとされているため、そうしたことにも配慮、報告・連絡・相談の手順を定めておきましょう。また、休暇の取り扱いとも関係してきますので、裁判員選任手続きや裁判の終了時などにも、適宜報告を入れるように周知しておきたいものです。

就業規則の見直し

また、裁判員の仕事に対しては必要な休暇を与えなければなりませんので、就業規則における休暇の規定について、現行のままで支障がないかの確認も必要です。

年次有給休暇から取得するように設定する場合には、特に規定を変更する必要はないと思われますが、有休の日数が不足した際に欠勤扱いにならないよう配慮する必要があります。

特別休暇扱いとする場合も、「公の職務」での休暇取得が、すでに規則にうたってあれば、同様に規則の変更は不要です。（有給・無給もその規則に従うことになります）

裁判員選任手続きに呼び出された場合には、本人の意思に関わりなく休暇を取得しなければなりませんし、休暇を要する期間も事前に確定は出来ません。こうした事情や、公共性・社会性の高さを考慮し、「裁判員等のための休暇」として、特別な有給休暇制度を導入した企業もあります。

また、裁判員候補者通知を受けた場合、速やかに会社に申し出る旨も就業規則に規定しておいたほうが対応を迷わずにすみます。

さらに、兼業禁止規定があれば、その点についても、裁判員は抵触しない旨の申し合わせや明示を行っておいた方がよいでしょう。

業務の見直し

人員の限られた中小企業では、一人が抜けるだけでも厳しいという企業も多いことと思います。しかし、いつ、誰が裁判員に選ばれるかは分かりません。調査票や質問表などで事情が考慮されますが、基本的には裁判員の辞退はできないものと想定し、誰が選ばれても業務に支障のないように準備をしておく方がよいでしょう。

この機会に各人の業務の棚卸をしてみるのも良いと思います。一日、一週間、一月、年間と分けて、それぞれの動きを洗い出し、出来ればマニュアル化して、全社員で共有できるようにしておくと便利です。

そうすれば、個人としては、裁判所に提出する調査票や質問表に、より具体的な状況や事情を回答することが可能になり、無理な時期に呼び出しを受けることを防ぐことが出来るかもしれませんし、仕事の肩代わりをお願いする際にも、引継ぎがやりやすくなるでしょう。また、組織全体としては、人や部署ごとの業務の繁閑が把握でき、いざ従業員から報告を受けたときに、仕事の調整や引継ぎ、代替要員の確保等の支持をスムーズに行うことができます。

ゆめ半島 千葉国体2010

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会イメージソング
「カルナヴァルCARNAVAL～すべての戦う人たちへ～」

この曲は、千葉県ゆかりのアーティスト、中村正人氏がメンバーである「DREAMS COME TRUE（ドリームズ カム トゥルー）」が制作したものです。

このイメージソングを活用し、大会を盛り上げていきますので皆さんご期待下さい。

曲名／カルナヴァル CARNAVAL ～すべての戦う人たちへ～

作詩／吉田美和　**作曲**／中村正人　**編曲**／中村正人
歌唱／DREAMS COME TRUE
1989年3月デビュー。以降、数々のヒット曲を世に送り出している、日本を代表するポップバンド。メンバーの中村正人氏は、市川市立第一中学校、県立国府台高校出身で、千葉に住んでいた頃に音楽を始めた。

習志野市実行委員会のホームページ公開中！ http://kokutai-narashino.jp/
問合せ　ゆめ半島千葉国体習志野市実行委員会事務局
TEL：047（453）1855　FAX：047（453）1825
※千葉工業大学の協力の下、制作・運営しています

支援室コーナー

No.85

相談無料（秘密厳守）
中小企業支援室まで
TEL（452）6700

確定申告特集

決算の準備と主な決算整理事項のポイント 6面に相談会の内容を掲載

今年も間もなく確定申告の時期を迎えます。所得税の確定申告書の提出期限は、2月16日(月)から3月16日(月)です。早めに決算・申告の準備をして期限内に提出してください。また、申告が期限内に行われなかった場合には、後で不足する税金の納付や加算税・延滞税がかかることがありますので注意が必要です。

ポイント① 事前準備

【帳簿の確認】
取引の記帳漏れや誤りが無いか等の記帳内容を確認します（領収書や請求書等の証憑類と照合）

【現金・預貯金等の残高の確認】
手元現金残高・預貯金等の通帳残高が帳簿残高と一致しているかを確認します。

【固定資産の増減】
新規で取得した資産や改造・改装、売却や廃棄処分した資産があった場合に固定資産台帳に記帳します。

ポイント② 決算整理

【商品等の棚卸し】
12月31日に残った棚卸資産の在庫数を実地に調べます。

【棚卸資産の評価】
在庫数が確定したら評価額を算出します。評価方法を税務署に届け出ている方法（先入先出法、後入先出法、総平均法、売価還元法など）によって評価しますが、評価方法を届け出ていない場合は、最終仕入原価法（今年最後の仕入時の単価で評価）により評価します。

【売掛金】
本年中に売上げ代金が未回収のものは、本年分の収入金額になります。

【家事消費】
事業用の棚卸資産を家事のために消費したり、贈与した場合も収入金額に含めます。収入金額に計上する金額によりますが、仕入れ価格（仕入れ価格が通常の販売価格の70％の金額よりも低いときは通常の販売価格の70％の金額）で収入金額を計算しても差し支えありません。（ただし、仕入価格が通常の販売価格の70％より低い場合は、通常の販売価格の70％）

【雑収入】
仕入値引、リベート、事業上貸し付けた貸付金の利子など事業に伴って生ずる収入は、雑収入として収入金額になります。

【買掛金】
本年中に掛けなどにより仕入れて、まだ代金の支払をしていないものも本年分の仕入高に含まれます。

【家事関連費】
店舗併用住宅について支払った地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分の費用、また水道光熱費、通信費などのうちに含まれている家事分の費用は、必要経費になりませんので、事業分と家事分とを按分して計算します。

ポイント③ 税制改正に伴う変更事項

【減価償却費】
平成19年度税制改正により、旧定額法・旧定率法にもとづいて取得価額の95％相当額まで償却した年の翌年以後その未償却残高（取得価額の5％相当額）から、1円を控除した金額を5年間で均等償却します。この5年間の均等償却は平成20年分からの適用になります。

「平成21年度から適用される主な改正事項」
平成20年度税制改正により機械及び装置を中心に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数を見直しが行われます。個人事業者の場合は平成21年取得分からの適用になります。

冊子差しあげます

「交際費課税の課否判定」
内容：問題となりそうな事例を場面別に集め、判断する上でのポイントなどを掲載。疑問や判断に迷ったときの参考にお使いください。
① 交際費課税とは（概要）② 交際費課税課否判定表
（一般的・飲食関連・ゴルフ・レジャークラブ・社交団体関連・贈答関連・慶弔・旅行・パーティ・手数料・協賛金・販売奨励金・その他）

「雇用継続・退職時の会社実務」
内容：経営者・担当者の方々のための、定年前後の人達への雇用対応や申請について、Ｑ＆Ａ形式で掲載されています（社会保険・税務の諸制度について）
① 高年齢者雇用確保措置と各プラン
② 定年・再雇用ケースの各バリエーション
③ 定年・リタイアケース
④ 定年・リタイアケースの年金受取
⑤ 税・社会保険の電子申告・申請等
※数に限りがございますのでお早めに

申込み・問合せ　習志野商工会議所中小企業支援室　TEL：（452）6700

確定申告後の注意点　確定申告提出期限　平成21年3月16日

確定申告を忘れていた	税額を少なく申告していた	税額を多く申告していた
気がついたら**できるだけ早く**申告、納税するようにしてください この場合は「**期限後申告**」となります	「**修正申告**」を提出 ※なるべく早く提出して正しい税額に修正します	「**更正の請求**」を提出 ※正しい税額に訂正します ※期間は**法定申告期限から1年以内**
※確定申告を忘れていた時 ※税務調査を受けた後 ※税務署から申告しないために所得金額の決定を受けた後**の期限後申告**	新たに納めることになった税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに納付してください	提出後、税務署でその請求内容が正当と認められたときは、納め過ぎの税金が還付されます

延滞税
※期限後申告や修正申告をしたときは、納期限の翌日から2ヵ月を経過する日までは、年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合＋4%」のいずれか低い割合（年単位で適用）で、それ以後は「年14.6%」の割合で計算します

無申告加算税
※自主的に期限後申告をしたときには、無申告加算税は納付税額の5％に軽減されます
※税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり税務署から申告しないために所得金額の決定を受けたりすると、納税額の15%の無申告加算税、または、40%の重加算税がかかります

過少申告加算税
※税務署の調査を受けた後に修正をしたり更正を受けたりする修正申告には、新たに納付する税額のほかに納付税額の10（15）％の過少申告加算税又は、35％の重加算税がかかります

時代の風を読む

失敗から学ぶ企業再生
言行不一致は危ない

私は常々「ときどき不況はあったほうがいい」と言っている。懸命に努力されている経営者にはしかられるかもしれないが、不況はバブル経営者をふるいにかける絶好の機会だからである。規模の大小にかかわらず、企業が社会の公器である以上、社会に貢献できない企業や、社会に迷惑をかける企業には退場してもらうしかない。この淘汰（とうた）を通じて偽装や談合などの不祥事を撲滅し、健全な企業社会をつくる必要があろう。

米国発の金融災害に巻き込まれ、わが国の企業倒産が急増している。八起会の相談件数も急増中だが、どうも経営以前の問題が少なくない。このところ「百年に一度の危機だというのに幹部が動かない、社員が働かない」「取引先が現金でなければ取引しないと言いだした」などの相談が少なくないが、よくよく話を聞けば、大方が経営者の言行不一致に原因がある。約束通りにボーナスを出さなかったら、どんな社員だって怒る。支払期日を守らなかったら、どこの取引先だって腹を立てる。当たり前のことである。

ところが言行不一致型の経営者は、その当たり前のことがわかっていない。だから「10％減ぐらい我慢してくれたっていいじゃないか」「1カ月ぐらい待ってくれたっていいじゃないか」と認識が甘くなり、信用を失っていく。そういう経営者に対しては、次のようにアドバイスするしかない。

「おそらく、完全に言行の一致する人間など一人もいないでしょう。その点では、一人の人間としてみれば社長も社員も、役人も政治家も似たり寄ったりかもしれません。しかし、トップやリーダーと呼ばれる人たちに限っては、言行の不一致が命取りになります。それは彼らの言が多くの人たちを左右しているからです。いったんそこに不信が生ずれば、誰もその言に従いません。経営者ならたちまち倒産です」

言行不一致の経営者は危ない。

八起会　会長　野口　誠一

Information

高年齢者雇用確保措置の概要

少子高齢化の急速な進展の中で、高い就労意欲を有する高年齢者が長年培った知識と経験を活かし、社会の支え手として意欲と能力のある限り活躍し続ける社会が求められています。

このため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）第９条により、65 歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の 65 歳（注）までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

①定年の引上げ　②継続雇用制度の導入　③定年の定めの廃止

なお、②の継続雇用制度については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、事業主が、労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、②の措置を講じたものとみなされます。

㈱この年齢は、次のように段階的に引き上げられています。

～平成 22 年３月 31 日まで：63 歳
平成 22 年４月１日～平成 25 年３月 31 日まで：64 歳
平成 25 年４月１日以降　　：65 歳

※高年齢者雇用確保措置の詳細は、厚生労働省のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html
または、最寄りのハローワークの雇用指導部門にお問い合わせください。
（千葉県内のハローワーク
http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/syozaiti/anteisyo/）
※高年齢者雇用確保措置を実施した場合に利用できる助成金（別途条件があります）については、厚生労働省のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kounenrei-koyou/01.html#1
または、支給申請窓口の㈳千葉県雇用開発協会高齢部
（電話 043（225）7931）にお問い合わせください。

平成 20 年分の消費税及び地方消費税の確定申告をする必要のある方

平成 20 年分の消費税及び
地方消費税の申告・納付期限
平成 21 年３月 31 日㈫

① 基準期間（平成 18 年分）の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者
②「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている事業者

提出書類	
	簡易課税
	確定申告書（簡易課税用） ・控除対象仕入税額の計算表【付表５】 ◎旧税率（３％）が適用された取引がある場合は、付表５に替えて付表４と付表５－⑵を提出する必要があります
	一般課税
	確定申告書（一般用） ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【付表２】 ◎旧税率（３％）が適用された取引がある場合は、付表２に替えて付表１と２－⑵を提出する必要があります ★還付申告の方は、仕入控除税額に関する明細書（個人事業者用）を添付します

※申告・納付の注意点

消費税及び地方消費税の納税が遅れた場合、確定申告・中間申告のいずれにも、法定納期限（申告書の提出期限）の翌日から納付日までの延滞税が加算されることになります。

期限後の翌日から２ヵ月を経過する日まで
「年 7.3%」と「前年の 11 月 30 日の公定歩合＋4%」のいずれか低い割合
納期限の翌日から２ヵ月を経過した日以後
「年 14.6%」

速報　平成 21 年度中小法人企業向け税制改正のポイント

（1）**前事業年度に納付した法人税のが戻ってきます！（平成４年以来の復活）**
欠損金の繰戻し還付（前事業年度に納付した法人税の還付）が、中小法人（資本金１億円以下の法人）に認められます。（恒久措置）

（2）**法人税率の軽減（平成 11 年以来の引下げ）**
中小法人（資本金１億円以下の法人）の所得のうち年 800 万円以下の部分にかかる法人税の軽減税率が
現行 22％→ 18％に下がります。（２年間）

（3）**事業を安心して承継できる税制が実現**
事業の後継者が相続する非上場株式（持分含む）についての相続税の 80％納税猶予制度が創設されます。

（4）非上場株式（持分を含む）を事業の後継者に一括贈与した場合の贈与税の 100％納税猶予制度も創設されます。

※税制改正の詳細は日本商工会議所 HP をご覧ください。
http://www.jcci.or.jp/zeisei/index.html

会議・事業予定

2月中旬～3月上旬

中旬

- 12日㈭　会計セミナー（18時～大会議室）
- 17日㈫　建設業部会役員会（12時～特別会議室）
- 17日㈫　決算・確定申告相談会（10時～特別会議室）
- 18日㈬　販売士検定試験（9時30分～大原簿記法律専門学校）
- 19日㈭　正副会頭会議（14時～会頭室）
- 19日㈭　常議員会（15時～大会議室）

下旬

- 20日㈮　青年部定例会（19時30分～特別会議室）
- 20日㈮　決算・確定申告相談会（10時～特別会議室）

3月

- 22日㈰　簿記検定試験（3級：9時～・2級：13時30分～大会議室・サンロード・京成電鉄労働組合会館）
- 25日㈬　決算・確定申告相談会（10時～特別会議室）
- 26日㈭　先進商業地域視察（13時30分～柏）
- 28日㈯　サービス業部会役員会（14時～特別会議室）
- 2日㈪　ロボットセミナー（17時～千葉工業大学）
- 4日㈬　女性会チャリティダンスパーティ（14時～会議所会館）
- 5日㈭～　決算・確定申告相談会（10時～特別会議室）

決算確定申告相談会のご案内

習志野商工会議所では、平成 20 年度分決算書及び確定申告書の作成に向けた無料相談会を下記の日程で開催します。

【日　程】＊対象者は事業者に限らせていただきます。

相談日	場　所	時　間
①２月 17 日㈫ ⑤３月　４日㈬ ②２月 20 日㈮ ⑥３月　５日㈭ ③２月 25 日㈬ ⑦３月 10 日㈫ ④３月　２日㈪ ⑧３月 13 日㈮	習志野商工会議所会館 （習志野市津田沼 4-11-4）	午前 10 時～午後４時 （昼休 12 時～１時）

【携行品】・平成 20 年分決算書・確定申告用紙 / 前年分決算書
・確定申告控
・関係帳簿類（現金出納帳・経費帳・売掛帳・買掛帳など）
・各種控除証明書
（国民年金・健康保険・生命保険・地震保険・小規模企業共済）
・印鑑

【相談員】千葉西税理士会所属　税理士　【相談料】無料
【問合せ】中小企業支援室　TEL：047（452）6700

参加者募集　第15回　女性会社会福祉事業 チャリティダンスパーティー

日　時＝平成 21 年２月 28 日㈯　14 時 ～ 17 時
場　所＝習志野商工会議所会館３階　チケット＝1,200 円（前売り券のみ）
主　催＝習志野商工会議所女性会
＊お楽しみ抽選会もあります。たくさんの賞品をご用意してお待ちしています。
申込み・問合せ＝習志野商工会議所 女性会事務局
担当　原田　TEL：（452）6700 まで

ロボット関連産業創出プロジェクト

次世代ロボットセミナーの開催

日　時＝平成 21 年２月 26 日㈭　午後５時～６時 30 分
会　場＝千葉工業大学 新１号棟２階会議室２（習志野市津田沼２－17－1）
講　師＝ 2/26　林原　靖男 先生（主な研究テーマ／リハビリロボット）
参加料＝無料
【問合せ先】習志野商工会議所　中小企業支援室 TEL：（452）6700
習志野発 ロボット関連事業 情報発信中！
http://blog.livedoor.jp/narashino_robot/

研修会、役員議員・会員交流会参加者募集

３月 17 日に開催する通常議員総会終了後に、関東経済産業局幹部をお招きして、資金繰り対策や雇用対策等に関する最新の中小企業支援策についての研修会を行います。

引き続き、会頭・副会頭をはじめとする役員・議員と会員の皆様の交流会（立食パーティー形式）を開催いたします。地域や経営に関する情報交換及び親睦を深めていただく事を目的としております。是非、お誘い合わせのうえご参加下さい。

日　時＝平成 21 年３月 17 日㈫
研修会：午後５時～５時 45 分（受付：４時 40 分～）
交流会：午後６時～（受付：５時 40 分～）
会　場＝習志野商工会議所会館　３階大会議室
研修会＝関東経済産業局幹部が語る
「中小企業対策の重点～中小・小規模企業を
全力をあげて応援します！（仮題）」
研修会参加費＝無料　　交流会参加費＝ 3,000 円　　募集人数＝ 40 名
※会場の広さの関係上、定員になり次第締め切らせて頂きます。
申し込み＝お電話か FAX にてお申込下さい。（申込期限：３月 10 日㈫迄）
習志野商工会議所　経営室　TEL：（452）6700　FAX：（452）6744

会員紹介 No.233　あの店 この工場

喫茶　かりん

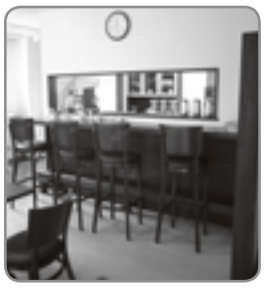

住所：習志野市津田沼３-９-８京成ツダヌマビル１階
TEL・FAX：０４７（４９３）３７６９
代表者名：内山澄子
営業時間：１１：３０～16:00
定休日：水・土・日・祝日
【概要】心に病をお持ちの方が抱く、何かをやってみたい、自分の可能性を伸ばしたい、働きたい、といった思いを実現させるための、精神保健福祉法に規定される通所授産施設。新メニューの考案や販路の開拓等、新しい事業展開の可能性を模索しながら、仲間同士で話し合い、協力しあって活動をしています。
【特色】同店では注文が入ってから豆を挽いて、一杯ずつ丁寧に入れるというコーヒーがなによりも自慢です。

また、紅茶とクッキーも新メニューに加わり、火曜日と金曜日には 30 食限定の日替わりランチも始めました。

ランチは、日替わり弁当として販売しているほか、店内でも召し上がることもできるため、サークル等のグループ活動の集まりの際に、あわせて利用をする方が多いそうです。

お客様がのんびりくつろいでいただけるような店作りを心がけているという同店。

ティータイムやランチにぜひご利用ください。

※料金やサービス内容等、詳細については 喫茶かりん に直接お問合せください。

雇用維持に努力されている中小企業事業主のみなさんへ　中小企業緊急雇用安定助成金

急激な資源価格の高騰や景気変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業主がその雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又出向をさせた場合に休業、教育訓練または出向に係る手当て若しくは賃金等の一部を助成します。

１．対象となる事業主の方
①最近３ヶ月の生産量がその直前３ヶ月又は前年同期比で減少していること。
②前期決算等の経常利益が赤字であること
〔生産量が５%以上減少している場合は不用〕

２．助成率
①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算出した額の５分の４但し、一人一日当り雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。
②教育訓練を実施した際は教育訓練費として１人１日 6,000 円を①に上乗せします。
③出向の場合は出向元事業主の負担額（概ね２分の１を上限）の５分の４（上限あり）。

３．その他
休業、教育訓練又は出向の実地について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に届け出る必要があります。

４．問合せ先　千葉労働局 職業対策課 事業所給付係　TEL：043（202）5182

「雇用維持にがんばる事業主セミナー」（中小企業緊急雇用安定助成金説明会）開催

習志野商工会議所では上記の中小企業緊急雇用安定助成金制度や現在社会問題になっている有期雇用契約労働者の雇い止めの問題等、厳しい経済情勢の中で雇用維持にご努力されている事業主や人事労務担当者の方々を支援するためのセミナーを開催いたします。

１．日　時　２月 17 日（火）　午後２時～３時
２．会　場　習志野商工会議所
※詳細については同封のチラシをご覧ください。

なやみごと・相談受付、お気軽にご相談下さい　顧問弁護士　渡辺　惇先生　TEL（472）0911

◎「あの店 この工場」で当所会員企業を紹介しています。掲載を希望する方は、当所経営室 原田 ☎（452）6700までご連絡ください。